

豊橋市「地域生活」バス・タクシー運行事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号）に定めるもののほか、豊橋市「地域生活」バス・タクシー運行事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、従来の乗合型公共交通の運行が難しい地域において運行する「地域生活」バス・タクシーの特性にかんがみ、地域住民の生活上必要な「地域生活」バス・タクシーの路線維持を図るため、豊橋市「地域生活」バス・タクシー実施要綱（以下「実施要綱」という。）第9条に規定された本格運行事業の事業費を予算の範囲内で交付することにより、地域住民の福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、実施要綱第2条に定めるところによる。

- (1) 「地域生活」バス・タクシー
- (2) 豊橋市地域公共交通活性化推進協議会（以下「協議会」という。）
- (3) 地域運営団体
- (4) 運行事業者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、協議会において合意された運行に関する事業計画（以下「事業計画」という。）に基づき実施される事業とする。

(補助金の交付対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、実施要綱第9条の規定により事業を実施する運行事業者とする。

(暴力団等の排除)

第6条 前条の規定にかかわらず、市長は、補助金の交付申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定をしないことがで

きる。

- (1) 豊橋市暴力団排除条例（平成 23 年豊橋市条例第 2 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (2) 豊橋市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）
- (4) 暴力団、暴力団員又は暴力団員等をその構成員に含む法人その他の団体（補助金の額）

第 7 条 補助金の額は、別表 1 に規定する運行経費及び車両経費並びに予備車経費の合計額から、運行事業者運賃収入等を減じた額を限度とする。ただし、その額が別表 2 に規定する運行補助上限額（以下「補助上限額」という。）を超える場合においては、補助金の額は、補助上限額とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認めた場合は、前項の補助金の額に豊橋市地域公共交通活性化基金から繰り入れられた額を加えた額を交付できるものとする。

（補助金の交付申請）

第 8 条 補助金の交付を受けようとする者は、豊橋市「地域生活」バス・タクシー運行事業補助金交付申請書（様式第 1）に次の各号に掲げる書類を添えて、補助事業の着手日までに申請しなければならない。

- (1) 事業計画を記載した書類
- (2) 収支予算書
- (3) 事業計画について、協議会で合意されたことを示す書面の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第 9 条 市長は、前条の申請があったときはその内容を審査し、これを適正と認めるときは補助金の交付の決定を行い、豊橋市「地域生活」バス・タクシー運行事業補助金交付決定通知書（様式第 2）により、補助金の交付申請をした者に通知するものとする。

（補助事業の変更）

第10条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた後に事業計画を変更し、若しくは本格運行事業の休止又は廃止をしようとするときは、その変更事業計画、若しくは本格運行事業の休止又は廃止について、協議会の合意を得るとともに、豊橋市「地域生活」バス・タクシー運行事業変更申請書（様式第3）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 変更事業計画を記載した書類
- (2) 変更収支予算書
- (3) 変更事業計画について、協議会で合意されたことを示す書面の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときはその内容を審査し、変更を承認したときは、豊橋市「地域生活」バス・タクシー運行事業変更決定通知書（様式第4）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までに、豊橋市「地域生活」バス・タクシー運行事業実績報告書（様式第5。以下「実績報告書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績を記載した書類
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、実績報告書が提出されたときはその内容を審査し、これを適正と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、豊橋市「地域生活」バス・タクシー運行事業補助金額確定通知書（様式第6）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額が確定した場合において、補助金の交付を受けようとするときは、市長が定める期日までに請求書

を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求書の提出を受けたとき、当該補助事業者に補助金を交付するものとする。

(概算払)

第14条 市長は、前条の規定にかかわらず必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部について概算払をすることができるものとする。

- 2 補助事業者は、概算払により補助金を受けようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 本要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付決定の条件に違反したとき。
- (3) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正な行為があったとき。
- (4) 第7条各号のいずれかに該当するとき。

- 2 市長は、前項の規定により交付決定の取消しをしたときは、その旨を豊橋市「地域生活」バス・タクシー運行事業補助金交付決定取消通知書（様式第7）により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条第2項の規定により交付決定の取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、補助事業者に対し、期日を定めてその返還を命じるものとする。

(加算金)

第17条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、当該返還すべき補助金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）について年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、加算金の全部又は一部を免除することができる。

(検査等)

第18条 市長は、当該補助事業者に対し、毎年1回以上当該補助事業に関する実態調査及び運賃等の収受並びに管理事務等の検査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定に掲げる検査を行う場合には、当該補助事業者に文書にて通知するものとする。

3 市長は、当該補助事業に関して必要な指示をし、報告を求めることができる。

(関係書類の整備)

第19条 補助事業者は、当該補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び当該補助事業の経理に係る書類等を、当該補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(雑則)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

第1条 この要綱の改正は、令和3年3月1日から施行する。

(新型コロナウイルス感染症の影響による補助上限額の特例について)

第2条 令和2年度事業に限り、新型コロナウイルス感染症の影響による運行事業者運賃収入等の減少に対応して、補助金の額は第6条第1項の補助上限額に限らず交付する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月20日から施行する。

別表1（第7条関係）

運行経費	「地域生活」バス・タクシー運行事業に係る経費で、次に掲げるものをいう。 ・運転手人件費、燃料油脂費、一般管理費、 その他市長が必要と認める経費
車両経費	「地域生活」バス・タクシー運行事業に係る常用車に係る車両経費で、次に掲げるものをいう。 ・車両整備費、車両借上げ費、保険料、自動車諸税
予備車経費	「地域生活」バス・タクシー運行事業のうち、デマンド型運行以外の運行のために要する予備車の配置に必要な車両経費で、次に掲げるものをいう。 ・車両整備費、車両借上げ費、保険料、自動車諸税
運賃収入等	「地域生活」バス・タクシー運行事業に係る収入で、次に掲げるものをいう。 ・利用者が支払う運賃、寄付金、地域運営団体が募る協賛金や会費等
運行事業者運賃収入等	「運賃収入等」のうち、運行事業者が収受するものをいう。

別表2（第7条関係）

運行補助上限額	基準額＋予備車経費＋広告料収入として豊橋市に納入された額		
	使用車両	車椅子対応	基準額
	ジャンボタクシー	無	557万円／年
		有	569万円／年
	中型セダntaxi	無	506万円／年
		有	512万円／年
	バス	有	926万円／年
<p>1 年度の途中から運行する場合又は年度の途中で運行を終了する場合にあっては、 $\text{基準額} \times \frac{\text{営業月数}}{12} + \text{予備車経費} + \text{広告料収入として豊橋市に納入された額}$ とする。 ※千円未満の端数は切り捨て</p> <p>なお、月途中で開始または終了する場合は、月の過半を運行していれば1月とする</p> <p>2 予備車経費の上限額は、次式により得た額とする。 当該予備車に係る車両経費÷当該予備車で対応する常用車の台数 ※当該予備車に係る車両経費は、常用車に係る車両経費を上限とする。</p> <p>3 2以上の地区（実施要綱第9条の規定に基づく協定書に記載された地区の数）をい</p>			

う。)を対象とする補助事業にあつては、基準額(備考1の規定に該当する場合に
あつては当該規定に基づき算出して得た額とする。)×地区数+予備車経費+広告
料収入として豊橋市に納入された額とする。

- 4 広告料収入は、補助事業に係る地域運営団体の斡旋により、豊橋市に広告掲載の
申込を行ったものに限る。